

第 16 回環境影響評価審査会
事 務 局 資 料
平 成 3 1 年 3 月 1 日

(仮称) みなとみらい 21 中央地区 37 街区開発計画が
環境に及ぼす影響に係る答申
(案)

平成 31 年 3 月 日

横浜市環境影響評価審査会

平成 31 年 3 月 日

横浜市長 林 文 子 様

横浜市環境影響評価審査会
会 長 奥 真 美

（仮称）みなとみらい 21 中央地区 37 街区開発計画が
環境に及ぼす影響に係る調査審議について（答申）

平成31年 1 月 29日環創環評第304号で諮問のありました標記について、当審査会
は慎重に調査審議を行った結果、次のとおり結論を得たので答申します。

（仮称）みなとみらい 21 中央地区 37 街区開発計画（以下「本事業」という。）
は、合同会社K R F 48（以下「事業者」という。）が、西区みなとみらい三丁目 3
番（以下「計画地」という。）で、建築物の高さ約 150m、延べ面積約 123,000 m²
の高層建築物を建設する事業です。

当審査会は、横浜市環境影響評価条例施行規則（以下「規則」という。）第15
条第 1 項に定める基準に照らし、環境影響を受けやすいと認められる対象、又は
環境の保全を目的として法令等により指定された対象が存在し、かつ、本事業の
内容が当該対象の特性に応じて特に配慮すべき環境要素に係る相当程度の環境影
響を及ぼすおそれがあるかどうかについて審議を行いました。

本事業の特性と計画地周辺の状況を踏まえ、審議した結果、環境影響を受けや
すいと認められる対象は存在しますが、本事業の内容が相当程度の環境影響を及
ぼすおそれがあるとは認められません。

■ 横浜市環境影響評価条例に基づく手続経過

平成31年 1 月18日	事業者は横浜市環境影響評価条例第 15 条第 1 項に基づく第 2 分類事業判定届出書及び第 2 分類事業判定届出書添付資料※を横浜市長に提出
平成31年 1 月29日	環境影響評価審査会 市長は第 2 分類事業判定届出書の提出を受け、環境に及ぼす影響について調査審議するため審査会に諮問 事業者説明（説明資料）、質疑及び審議
平成31年 2 月14日	環境影響評価審査会 事業者説明（補足資料）、質疑及び審議
平成31年 3 月 1 日	環境影響評価審査会 事務局説明（答申案）、質疑及び審議

※第 2 分類事業判定届出書添付資料については、ホームページへの掲載、並びに環境創造局環境影響評価課及び西区区政推進課での閲覧を実施し、周知。

■ 事業者が当審査会に提出した補足資料

- 1 規則第15条第 1 項第 1 号のイに関する「地域」への影響について
- 2 風害に関する計画区域内の防風対策について

■ 横浜市環境影響評価審査会委員

岡部 とし子

◎ 奥 真美

押田 佳子

菊本 統

木下 瑞夫

五嶋 良郎

田中 稲子

田中 伸治

津谷 信一郎

中村 栄子

○ 葉山 嘉一

堀江 侑史

水野 建樹

横田 樹広

◎会長 ○副会長 五十音順 敬称略